

海外 論文 レポート



2002年ILO総会に向けた 「協同組合振興に関する勧告案」 最終案

ILO（国際労働機関）は、来たる6月3日から第90回総会を開催し、昨年の第89回総会に引き続き協同組合振興勧告について最終討議を行います。去る3月、ILO事務局はこの総会に提案する「協同組合振興に関する勧告案」最終案を「レポートIV(2B)」として発表しましたので紹介します。

本レポートでは、昨秋11月に発表の「レポートIV(1)」で要請したアンケート回答が日本など56ヶ国から寄せられたこと、「レポートIV(2)」は2分冊に別け、時間の関係で勧告案最終案をB分冊として先に発表し、受け取った回答の集約と事務局の解説を載せたA分冊は1ヵ月後に手元に渡るようにすると説明されています。

「レポートIV(1)」からの主要な変更点は、第2項目の協同組合定義をより厳密にする意図と推測される加筆・修正されていることをはじめとして、全体として文脈を鮮明にし、かつ正確を期するためと推測される加筆・修正、小項目の分割が特徴です。また最後に第VI章（第18項目）を加え、旧勧告との関係を明示しています。

ILO第90回総会レポートIV(2B)

協同組合振興に関する勧告案

仮訳：協同総研

国際労働機関(ILO)の総会は、理事会によりジュネーブに招集され、2002年6月3日に第90回会期として参集し、グローバル化は協同組合にとって新しい様々な圧力や問題とともに、協同組合にとっての好機を生み出していることを認識し、1998年の第87回国際労働総会で採択された労働における基本的原則および権利に関するILO宣言に留意し、国際労働条約および勧告、特に1948年の

結社の自由および団結権保護条約、1949年の団結権および団体交渉権条約、1952年の社会保障（最低基準）条約、1958年の差別待遇（雇用および職業）条約、1964年の雇用政策条約、1975年の農業従事者団体条約および勧告、1975年の人的資源開発条約および勧告、1984年の雇用政策（補足規定）勧告、1998年の中小企業における雇用創出勧告、に具体化された権利および原則に留意し、

「労働は商品ではない」というフィラデルフィア宣言に具体化された原則を想起し、あらゆる場の労働者へのディーセントワークの実現がILOの第一義的目的であることを想起し、

本会期の第四議題である協同組合振興に関する提案の採択を決定し、

この提案が勧告の形式をとるべきであることを決定して、

以下の勧告（引用の際は、2002年の協同組合振興勧告）を2002年6月日に採択する。

・ 範囲、定義および目的

1. この勧告はあらゆる種類と形態の協同組合に適用される。
2. この勧告の目的に照らし、「協同組合」とは、必要資金の公平な拠出、リスクと利益の公正な引受、マネジメントと民主的コントロールへの積極的な参加という、共同して所有される事業体の形成を通じて、経済的、社会的、文化的なニーズと願いを実現するために自発的につながりを持った人々の自治的結合体をいう。
3. 以下の内容に基づいて協同組合のアイデンティティの促進と強化が奨励されるべきである。
 - (a) 協同組合の価値、すなわち自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯
 - (b) 国際的に認知された協同組合の原則、すなわち自発的で開かれた組合員制度、組合員による民主的管理、組合員の経済参加、自治と自立、教育・研修および広報、協同組合間協

同、コミュニティへの関与

4. 組合員の以下の行為を援助する手段として、国の開発段階に関わらず、全ての国で協同組合の可能性を促進する措置がとられるべきである。
 - (a) 収入をもたらす諸活動の創出・開発、および持続可能でまともな雇用の創出・開発
 - (b) 教育研修を通じた人的資源能力、協同組合運動の価値に関する知識の向上
 - (c) 市場参入機会および制度金融利用機会の獲得
 - (d) 貯蓄および投資の拡大
 - (e) あらゆる形態の差別を撤廃するニーズを考慮した、社会的・経済的福祉の向上
5. 協同組合が連帯を旨とする企業・組織として、不利な立場にある集団の社会的参加を達成するためのそれら集団のニーズも含め、組合員のニーズと社会のニーズに対応できるよう、特別な措置の採用が奨励されるべきである。

・ 政策的枠組みおよび政府の役割

6. 政府は、協同組合の性質と機能に合わせ、かつ第3項目に掲げられた協同組合の価値と原則を指針とした以下のような支援政策および法的枠組みを定め、実施するべきである。
 - (a) 協同組合の登録ができるだけ迅速、簡略、かつ効率的な方法で行われるような制度的枠組みを確立すること。
 - (b) 協同組合の監督措置の採用を規定すること。この規定は、協同組合の性

質と機能に適切な条件で、その自治を尊重し、他の形態の企業・社会団体に適用されるものと比べて不利にならないものであること。

- (c) 組合員のニーズに応じた協同組合組織の促進を助成すること。
 - (d) 協同組合が重要な役割を担っている分野、又は協同組合以外からはサービス提供がされない分野も含めた、協同組合開発の奨励
7. (1) 第3項目に定められた価値と原則を指針とする協同組合振興は、国内の、また国際的な経済・社会開発の一つの目標とされるべきである。
- (2) 協同組合は他の形態の企業・社会団体に適用されるものと比べて不利とはならない条件で取り扱われるべきである。
- (3) 適切な場合には、雇用促進又は不利な立場にある集団や地域に恩恵をもたらす活動の開発といった具体的な社会・公共政策の成果と合致する協同組合活動のための支援措置が導入されるべきである。可能な範囲において、これらの措置はとりわけ税制上の優遇措置、貸付、助成金、公共事業計画参入、特別調達に関する規定を含む。
- (4) あらゆるレベルにおいて、特にマネジメントとリーダーシップのレベルにおいて、協同組合活動への女性参加の拡大に特別な配慮がなされるべきである。
8. (1) 特に以下のことについて国内政策が立てられるべきである。
- (a) いかなる分け隔てもなく、協同組合に働くあらゆる労働者のために、中核的労働基準および「労働における基本的原則および権利の宣言」を促進すること。
 - (b) 協同組合は労働法令に従わないか又は従わないようにするために設立されるものではなく、雇用関係の隠れ蓑に使うものでもないことを確実にすること。
 - (c) 協同組合とその労働における男女平等を推進すること。
 - (d) 組合員、労働者、マネージャーの技術的・職業的技能、起業・経営能力、事業の発展性に関する知識、一般的な経済的・社会的政策技能を開発すること、並びに情報通信技術の利用機会を増やすこと
 - (e) 国内教育研修制度のすべての適切なレベル、またより広範な社会における、協同組合の原則と実践についての教育研修を推進すること。
 - (f) 職場における安全衛生を規定する措置の採用を促進すること。
 - (g) 協同組合の生産性レベルおよび協同組合が生産する製品・サービスの質の向上を援助するための研修その他の形態を提供すること。
 - (h) 協同組合の信用借入を利用しやすくすること。
 - (i) 協同組合の市場参入を容易にすること。
 - (j) 協同組合に関する情報の普及を推進すること。
 - (k) 開発政策の策定・実施を企図して、協同組合に関する国内統計の向上を試みること。
- (2) これらの政策は以下のようにするべ

きである。

- (a) 適切な場合には、協同組合政策・規則の立案・実施を、地域・地方レベルに分権すること
- (b) 登録、会計・社会監査、免許取得といった分野における協同組合の法的義務を、他の企業形態の国内法の要件と同等の範囲に制限すること
- (c) 協同組合におけるコーポレートガバナンスに係る最良実践例を促進すること

9. 政府は、多くの場合に最低限の生活維持の活動であるもの(時に「インフォーマル・セクター」と称される)が、本来の経済生活の下に十全に統合され、法的に保護された仕事として転換させるために協同組合が果たす重要な役割を推進すべきである。

・ 協同組合振興政策の実施

- 10. (1) 第3項目に述べた協同組合の価値と原則を指針とする協同組合に関する特別の法令が採択され、時宜に応じて改正されるべきである。
 - (2) 協同組合団体、関係労使団体は協同組合の当該法令の策定と改正に関し協議を受けるべきである。
11. (1) 協同組合は、事業遂行能力、雇用・所得創出能力を強化するために、支援サービス利用機会を保持するべきである。
- (2) 可能であれば、このサービスには以下のものが含まれるべきである。
- (a) 人的資源開発プログラム

- (b) 調査・経営管理コンサルタント業務のサービス
- (c) 融資や投資の利用機会
- (d) 会計および監査のサービス
- (e) 経営情報サービス
- (f) 情報・広報サービス
- (g) 技術と技術革新に関するコンサルタント業務サービス
- (h) 法律および税制サービス
- (i) その他特定の経済部門にふさわしい協同組合運営を支援するサービス

(3) 政府はこれらの支援サービスの確立を促進すべきである。協同組合とその団体には、これらのサービスを行うための組織化と経営への参加や、可能で適切な場合にはこれらの事業への資金提供が奨励されるべきである。

12. 協同組合の投資金融および信用貸付の利用機会を促進するための措置が採られるべきである。特別措置は特に以下のことに対応すべきである。
- (a) 協同組合が貸付、その他の金融手段を利用できるようにすること。
 - (b) 行政手続きを簡素化すること、協同組合資産の小規模性を改善すること、貸付取引に伴う費用を軽減すること。
 - (c) 貯蓄、信用貸付、銀行業務、保険業務を行う協同組合も含め、協同組合の自治運営の資金調達システムそれによって財源や取引が他のタイプの協同組合からコントロールされることを促進すること。
 - (d) 不利な立場にある集団を対象とした

特別規定を盛り込むこと。

13. 協同組合運動の促進のため、経験の交流、リスク・利益の共有の促進を図るために、すべての形態の協同組合間における技術的、商業的、財政的連携の開発を助ける諸条件が奨励されるべきである。

・ 労使団体や協同組合団体の役割、並びに団体間の関係

14. 使用者団体は、適切な場合、会員の資格を当該団体への加入を希望する協同組合に拡大することを検討し、他の会員と同じ条件で適切な支援サービスを提供すべきである。
15. 労働者団体は以下のことを行うことが奨励される。
- (a) 協同組合で働く人たちに労働者団体に加入するよう助言を行い、援助すること。
 - (b) 労働者団体の会員たちが基本的な商品・サービスを利用しやすくするために、協同組合を設立することを援助すること。
 - (c) 協同組合に影響を及ぼす経済・社会問題について検討するために、全国的・地域的なレベルでの委員会や作業部会に参加すること。
 - (d) 企業閉鎖が提示された場合も含めて、雇用の創出や維持を目的とした新たな協同組合設立に参加すること。
 - (e) 生産性の向上を目的とした協同組合のためのプログラムに参加すること。

- (f) 協同組合における機会均等を促進すること。
- (g) その他、教育研修を含む協同組合振興活動を実施すること。

16. 協同組合団体とりわけ連盟や連合体は以下のことを行うことが奨励される。
- (a) 協同組合の発展にとって好ましい風土を創出するために、労使団体や関係政府機関・非政府機関との活発な関係を確立する。
 - (b) 独自の技術支援サービスを運営し、その資金調達に貢献する。
 - (c) 傘下の協同組合に商業・金融サービスを提供する。
 - (d) 協同組合の人的資源能力開発に投資する。
 - (e) 国際的レベルで、国内の協同組合運動を代表する。
 - (f) 協同組合振興のためにその他の活動を実施する。

・ 国際協力

17. 以下をつうじて国際協力が促進されるべきである。
- (a) 協同組合の組合員のための雇用創出と収入獲得にとって効果的な政策やプログラムに関する情報交換
 - (b) 以下の事柄を可能にするための、協同組合の発展に関与する国内および国際組織・機関の間における連携の奨励・促進
 - (i) 人事や意見の交流、教育研修資料や方法・参考資料の交換
 - (ii) 協同組合とその発展に関する調査資料、その他のデータの収集・活用

- (iii) 協同組合間の連携と国際的パートナーシップの確立
- (iv) 協同組合の価値・原則の促進・擁護
- (c) 市場情報、法令、研修方法、技術、科学技術、製品規格のような国内・国際的データの入手・利用
- (d) 可能ならば協同組合および関係労使団体と協議による、協同組合に関する共通の地域ガイドラインおよび法令の開発

VI . 最終処理

18. 本勧告は、1966年の協同組合（発展途上国）勧告を見直すとともに、それに取って代わるものである。